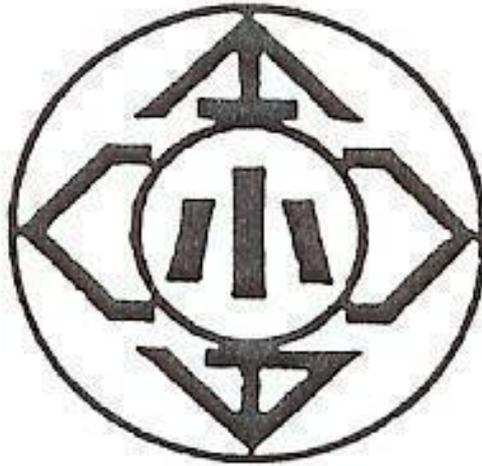


要保存

規約・細則等



横浜市立荏子田小学校 P T A

目次

横浜市立荳子田小学校PTA規約	1
同細則	5
同個人情報取扱規則	7
児童の権利に関する条約	10

横浜市立荏子田小学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 この会は、横浜市立荏子田小学校PTAと称し、事務局を横浜市立荏子田小学校（横浜市青葉区荏子田3丁目8番地9）に置きます。

第2章 目 的

第2条 この会は、保護者と教職員が協力し児童の健全な成長と幸福をはかり、学校・家庭・社会における民主的教育を推進します。

第3章 活 動

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次のような活動を行います。

1. 民主的教育に対する理解を深め、普及し、推進します。
2. 学校教育、家庭教育をより充実させるための活動を行います。
3. 児童の生活環境をよくする活動を行います。
4. その他、この会の目的を達成するための活動を行います。

第4章 方 針

第4条 この会は、第2条の目的を実現するための自主団体として、次の方針に従って活動します。

1. 自主独立のものであって、他団体や機関の支配・干渉を受けません。
2. 特定の政党・宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為はいたしません。
3. 学校の管理や人事に干渉しません。
4. PTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、別途「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用します。

第5章 会 員

第5条 この会の会員は、横浜市立荏子田小学校に在籍する児童の保護者及び教職員とします。

第6章 総 会

第6条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高決議機関とします。

第7条 総会は、会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席で成立し、議決は出席者の過半数の

同意を必要とします。

第8条 総会は、年1回年度始めに催し、以下の内容をはかります。

- 前年度の活動報告
- 前年度の決算報告・会計監査報告
- 本年度の役員・会計監査の承認
- 本年度の活動計画案と予算案の承認
- その他

第9条 前条の他に、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要請があった場合は臨時総会を開くことができます。なお、形式としては原則書面総会（電磁的記録を含む）とし、必要に応じオンライン総会（ZOOM等）とします。

何らかの事情により対面総会となった場合の議長は出席会員の中から選出し、中立な立場として議事進行を行います。

また書面総会（電磁的記録を含む）での議長選出は不要とします。

どの形式で行うかは、運営委員会が決めるものとします。

第7章 役員及び会計監査

第10条 この会には、次の役員及び会計監査を置きます。任期は4月1日から翌年3月31日までとし、再任は妨げません。ただし、同一役職は2期を限度とします。（第2項に定める役員（教職員会員）を除く）

第1項 役員（保護者会員）

以下の役職について、保護者会員の中から、推薦委員会による推薦及び総会での承認を経て、役員として選出します。

1. 代表 3～5名 この会の会務責任者となります。また、会を代表し渉外を担います。
2. 会計 2名 この会の経理および庶務を行います。
3. 書記 2名 この会の書記および庶務を行います。

第2項 役員（教職員会員）

以下の役職について、副校長を役員として選出します。

1. 会計 会計役員（保護者会員）と協力して、この会の経理および庶務を行います。
2. 書記 書記役員（保護者会員）と協力して、この会の書記および庶務を行います。

第3項 会計監査

以下の役職について、前年度と前々年度の会計から各1名を推薦及び総会で承認を経て、会計監査として選出します。

会計監査 2名 この会の経理を監査し、総会で報告します。

第8章 各種委員会

第11条 この会には次の各種委員会を置きます。

各委員会の構成人数は別途運営委員会の定めるところとします。
構成人数は全会員に公表し、原則として年度内では変更をしないものとします。

1. 常置委員会
2. 運営委員会
3. 特別委員会

第12条 常置委員会は、役員会、学年学級兼推薦委員会、広報委員会、校外委員会及びイベント委員会の5委員会とします。

第13条 役員会は、本規約に定めるそれぞれの実務を行うと共に、PTAの運営や活動が円滑に進むよう気を配り、PTA全体の活動状況を把握し、調整します。

第14条 学年学級兼推薦委員は学級担任と協力して、学級活動の企画・運営にあたります。また、児童の健康・安全・給食に関する事柄について理解を深め、その一層の向上に努めます。この際、必要に応じ、同一学級内の会員に臨時的にその補佐を依頼することができます。
併せて、推薦活動として年度末までに次年度役員および会計監査の候補者を推薦し提案します。
この際、必要に応じ、役員に臨時的にその補佐を依頼することができます。

第15条 広報委員は、広報誌等を発行しPTA活動の情報交換に役立てるように努めます。

第16条 校外委員は、児童の校外における安全確認および生活環境の把握とその向上を目的とし、学校と家庭と地域の連携を緊密にすることに努めます。

第17条 イベント委員は、児童に文化的な活動を企画、提供するとともに、会員間の交流を深めることに努めます。

第18条 運営委員会は、役員会、学校代表者と学年学級兼推薦委員会、広報委員会、校外委員会、イベント委員会、特別委員会の正副委員長で構成し、PTA活動の企画・運営にあたり、総会に提案する議案の審議をします。原則として月1回の会合を開きます。

第19条

第1項 特別委員会は、総会または運営委員会で必要と認めた場合設置することが出来ます。

第2項 児童のために活動している団体は「荏子田小学校PTA活動参加申請書」を学校経由で役員会に提出し、会議室使用・印刷機使用等ができます。

第9章 会 計

第20条 この会の経理は、会費およびその他の収入によってまかなわれます。会費は1世帯月額300円とします。

第21条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

第22条 この会の予算・決算は、総会で承認されなければなりません。

第10章 改正

第23条 この会の規約は、総会において出席者の過半数の賛成により改正することができます。

第11章 付 則

第24条 この会の運営上の細則は、運営委員会の議を経て別に定め、総会にはかります。

第25条 この規約は、昭和61年4月1日より施行します。
平成元年4月1日より施行します。
平成2年4月1日より施行します。
平成4年4月1日より施行します。
平成7年3月7日 一部改正
平成9年3月15日 一部改正
平成12年1月26日 一部改正
平成13年4月25日 一部改正
平成15年4月28日 一部改正
平成16年2月6日 一部改正
平成17年5月23日 一部改正
平成18年1月20日 一部改正
平成19年3月5日 一部改正
平成25年3月7日 一部改正
平成26年4月1日より施行します。
平成27年2月4日 一部改正
平成28年5月30日 一部改正
平成28年12月6日 一部改正
平成29年5月29日 一部改正（個人情報保護取扱規則の追加）
令和 2年7月22日 一部改正
令和3年3月15日 一部改正
令和5年2月16日 一部改正

《細則》

1. 学年学級兼推薦委員の推薦活動
 学年学級兼推薦委員会は、役員・各委員会の委員を会員の中から推薦し、総会に提案します。
 - 1) 学年学級兼推薦委員会は、荏子田小学校PTA委員カード等により、広く意見を集め選出の資料の一つとします。
 - 2) 役員・各委員会の委員の候補者を決定する場合は、本人の同意を得なければなりません。
 - 3) 推薦活動を行っている学年学級兼推薦委員が次年度の役員・会計監査の候補者にあげられた場合、本人の同意があれば、引き続き学年学級兼推薦委員としての推薦活動を行うことができます。
 - 4) 役員の推薦が終わったのち、臨時総会にてその氏名を全会員に知らせ提案します。
2. 会計監査
 会計監査は、前年度の会計から1名と前々年度の会計から1名の計2名で行うこととし、新役員候補と同じく、その氏名を臨時総会にて全会員に知らせ提案します。
3. 役員・委員、会計監査の補充
 役員・委員もしくは会計監査に欠員が生じた場合、その補充に関しては運営委員会の協議決定に委ねます。
4. 慶弔規定

弔慰金	会員・児童の死亡	10000円
弔電	教職員の配偶者および教職員の両親の死亡	弔電
餞別	教職員の転退職	花束
5. 会計決裁権限
 予算外の購買に関わる決裁権限は、以下の表によります。

◆物品購入時の決裁権限

購入金額	承認機関	承認必要人数	議事録	見積もり	相見積もり
～¥5,000	代表	単独	不要	不要	不要
～¥10,000	代表	過半数	要	不要	不要
～¥30,000	代表	過半数	要	要	不要
～¥50,000	役員会	過半数	要	要	不要
～¥300,000	運営委員会	過半数	要	要	要
それ以上	総会	過半数	要	要	要

6. この細則は、昭和62年4月1日より施行します。
平成元年4月1日より施行します。
平成2年4月1日より施行します。
平成4年4月1日より施行します。
平成6年5月25日 一部改正
平成9年3月15日 一部改正
平成12年1月26日 一部改正
平成13年4月25日 一部改正
平成16年2月6日 一部改正
平成26年4月1日より施行します。
平成28年5月30日 一部改正
令和2年 7月22日 一部改正
令和5年2月16日 一部改正

荏子田小学校PTA個人情報取扱規則

(目的)

第1条

荏子田小学校PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的にPTA役員名簿及びその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともにPTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条

本会における個人情報の管理者は、PTA代表とする。

(取扱者)

第4条

本会における個人情報の取扱者は、PTA役員、各委員会の委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条

個人情報の管理者、取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条

本会が個人情報を収集するときは、予めその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条

取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

1. PTA活動、活動に伴う文書の送付
2. 会員名簿、委員会名簿の作成

(利用目的による制限)

第8条

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条

個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含めファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条

個人情報を荏子田小学校など第三者（前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条

荏子田小学校など第三者（前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨
(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条

個人情報の漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちにPTA代表に報告する。

(研修)

第16条

本会は、個人情報の取扱いに関する留意事項について、運営委員会内で定期的に研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条

本会の「荏子田小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

附則

本規則は、平成29年5月30日より施行する。

令和5年度2月16日 一部改正

児童の権利に関する条約

- ◆すべての子どもが差別なく大切にされる世界
- ◆すべての子どもが自由に考え自由に意見を述べ自由に集える社会
- ◆子どもの立場から何が最も良いことを考えてくれる世界
- ◆子どもが暴力の犠牲にならない世界
- ◆不幸な境遇にある子どもたちに救いの手がさしのべられる世界
- ◆すべての子どもが遊び、学び、育っていくことができる世界

